

平成25年12月10日

## 川崎市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

財政局資産管理部契約課

本市が発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の透明性及び公平性を確保するため、平成24年6月より、入札参加者が設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てができる制度を実施しております。

「積算疑義」の対象となるのは、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」に示しているとおり、「金額入り設計書」を確認しなければ判明しない積算上の疑義です。入札前に提示している、図面、仕様書、質問に対する回答等については、「積算疑義」の対象となりません。

入札の条件として、当初に配布する設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答において、工事内容をよりの確に示すこととしておりますので、質問に対する本市の回答を含め、工事内容を十分に確認の上、入札してください。

### ※参考

「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」

(申立ての対象)

- 第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、本市が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）とする。
- 2 申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。
- 3 第1項による入札の開札後、市は落札決定を保留し、入札をした者（当該入札の参加資格通知を受けた者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く。）に対し、保留通知を送信（電子メールアドレスを持たない者にはファクシミリで送信）する。

担当

|       |          |
|-------|----------|
| 土木契約係 | 200-2098 |
| 建築契約係 | 200-2100 |
| 調整担当  | 200-3116 |